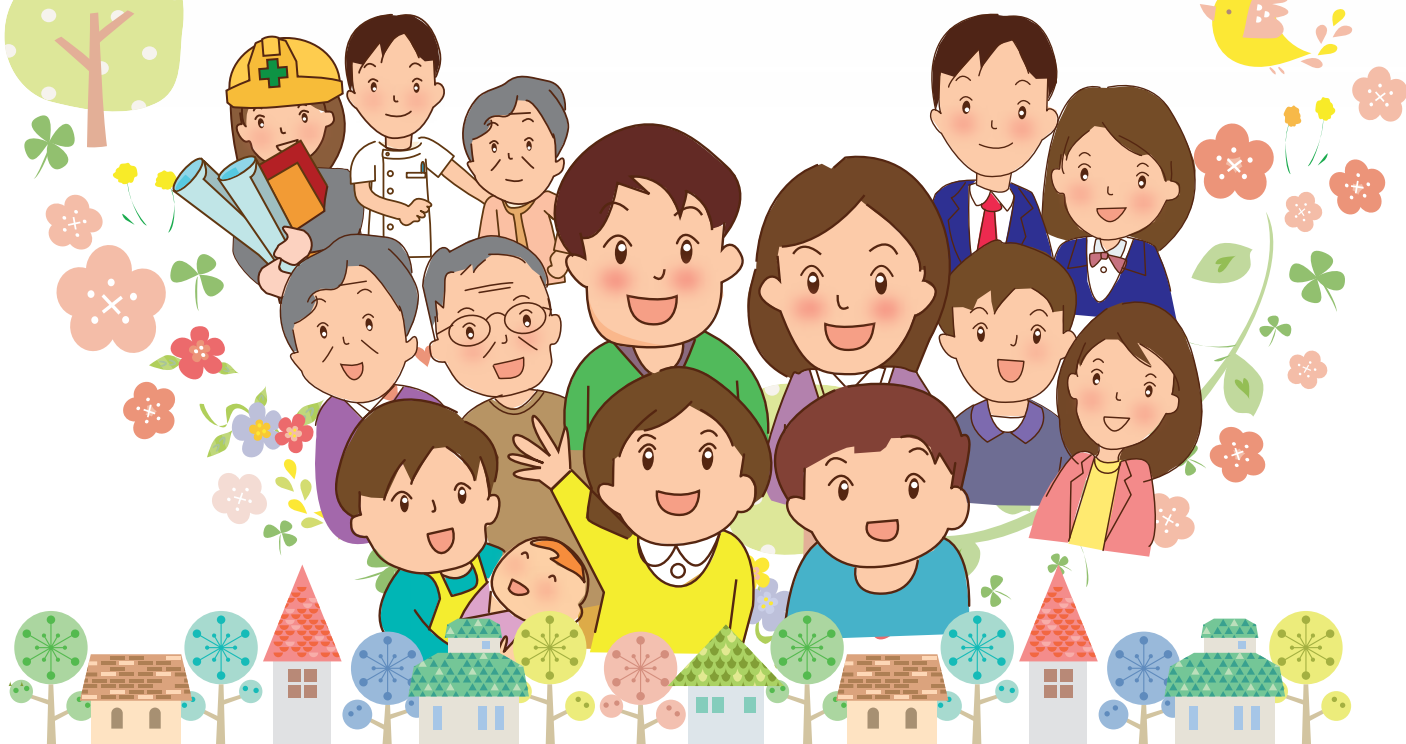


おがわ 男女共同参画推進プラン (第3次)



平成29年3月

小川町

はじめに



小川町では、平成2年に小川町婦人問題協議会を設置し、平成5年3月に「小川町女性プラン」を策定して以来、女性の地位向上のための取組み、性別役割分担意識解消の意識啓発、仕事と家庭の両立支援など、男女共同参画に関わるさまざまな施策に取り組んできました。本計画の前身にあたる「おがわ男女共同参画推進プラン（第2次）」（平成24年3月）からは「配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を盛り込み、ドメスティック・バイオレンス根絶にも取り組んでおります。

近年では、少子高齢化の進行による人口減少、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の施行、災害発生時における男女共同参画への認識の広がりなど、男女共同参画をとりまく社会経済環境は徐々に変化しております。このたび策定しました「おがわ男女共同参画推進プラン（第3次）」は、こうした社会経済環境の変化を踏まえながら、これまでの「おがわ男女共同参画推進プラン」の基本理念を継承し、男女共同参画社会実現に向けて総合的かつ効果的な推進を図るための計画です。

今後は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、本プランに基づき、町民の皆様や町内事業所、関係機関や諸団体と協働し、積極的に各施策を推進して参ります。皆様には、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本プラン策定に際して貴重なご意見・ご提言を賜りました小川町男女共同参画推進協議会の皆様、また「おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査」にご協力くださいました方をはじめとする多くの町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成29年3月

小川町長

松本恒夫



目次

第1章 計画策定にあたって 1

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の背景	4
(1)	国の取組	4
(2)	埼玉県取組	5
(3)	小川町の取組	6
3	データからみる小川町	7
(1)	小川町の現状	7
(2)	アンケート調査結果からみた現況	14
4	計画の性格と位置づけ	21
5	計画の期間	22

第2章 計画の基本的な考え方 23

1	基本理念	25
2	基本目標	26
3	施策の体系	28

第3章 施策の展開 31

基本目標1 男女平等の意識づくり 33

主要課題(1)	家庭・地域への啓発活動の推進	33
主要課題(2)	男女共同参画の視点にたった教育の推進	37

基本目標2 男女がともに活躍できる社会づくり 39

主要課題(1)	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	39
主要課題(2)	働く場における男女共同参画の推進	43
主要課題(3)	仕事と生活を両立させるための支援	47

基本目標 3	安全・安心に暮らすための地域の環境づくり	53
主要課題(1)	高齢者・障害者の自立支援	53
主要課題(2)	援助を要する家庭への社会的支援の充実	57
主要課題(3)	防災体制における男女共同参画の推進	59
主要課題(4)	多文化共生社会の実現に向けた取組の推進	61

基本目標 4	あらゆる暴力の根絶	63
主要課題(1)	男女間における暴力防止の環境づくり	63
主要課題(2)	被害者支援の充実	67

基本目標 5	生涯にわたる健康支援	69
主要課題(1)	女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重	69
主要課題(2)	生涯を通じた健康の維持・増進	71

第4章 計画の推進 77

(1)	庁内推進体制の充実	79
(2)	町民参画の推進体制の確立	79
(3)	国・県との連携	79

資料編 81

1	小川町男女共同参画推進協議会設置規則	83
2	小川町男女共同参画推進協議会委員名簿	84
3	おがわ男女共同参画推進プラン策定検討委員会設置要綱	85
4	おがわ男女共同参画推進プラン策定検討委員会委員名簿	86
5	おがわ男女共同参画推進プラン(第3次)策定経過	87
6	男女共同参画社会基本法	88
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	92
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	101
9	埼玉県男女共同参画推進条例	108
10	国内外の動き	111
11	用語の解説	114